

身体障害者手帳の交付申請(新規交付、程度変更)をされた方へ

今回提出された医師意見書について、大分県の判定機関(大分県身体障害者更生相談所)から、以下のような理由で医師意見書の訂正(再考)を求められる場合があります。

- ・ 対象者本人の状態について、検査結果等の記述が不足している。
- ・ 医師が記載した等級が、県の判定基準と合致していない。
- ・ 対象者本人が現在の状態になってから、医師意見書が作成されるまでの期間が短い。(※障害のある部位によりますが、身体障害者手帳を取得するためには、「対象者本人が現在の状態になってから6ヶ月以上経過している」必要があります。これを「障害固定」といいます。)
- ・ 医師意見書を作成した医師が、医師意見書を書くことのできる医師(15条指定医)ではない。

以上の理由で医師意見書の訂正(再考)を求められた場合、医師意見書の取り扱いについて、次の2つから選択(✓を記入)してください。

医師意見書を

1 自宅あてに送付してください。

(本人またはご家族から、病院に対して医師意見書を渡していただきます。医師意見書の訂正が終わったら、本人またはご家族が、医師意見書を市役所福祉課に提出していただきます。)

2 市役所福祉課から病院宛てに送付してください。

(病院との医師意見書のやりとりについて、市役所福祉課に委任します。)

令和 年 月 日

記入者氏名: _____

対象者氏名: _____